

台東区工事請負指名競争入札参加者指名基準

平成19年3月29日

18台総経第716号

(目的)

第1条 この基準は、台東区（以下「区」という。）が発注する工事の請負並びに設計、測量、地質調査及び工事監理の委託に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 契約担当者（東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号）第2条第2項に規定する「契約担当者」をいう。以下同じ。）は、東京都台東区契約事務規則第34条第1項の規定に基づく競争入札参加資格者について、次の各号に掲げる事項を調査の上、次条により指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 区における指名及び受注の状況
- (3) 他の官公庁等工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施行成績
- (5) 発注工事についての地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施行についての技術的適性
- (7) 発注工事の内容に適した専門性
- (8) 施行中の既発注工事の進捗状況

(指名方法)

第3条 契約担当者は、前条により適格性を有すると判断された者について、発注工事の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等から施行能力を調査し、一般財団法人 GovTech 東京が調製する競争入札参加資格者名簿に登載されたものの中から指名するものとする。ただし、遠隔地における工事など特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、優先して指名することができる。

- (1) 区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者
- (2) 既発注工事の施行成績が優秀な者
- (3) 発注工事が既発注工事と同一業種で、かつ、関連する場合における同工事の施行者

(指名の制限)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
 - ア 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付台総経発170号）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないことなど請負契約の履行が不

誠実である者

ウ 区発注の工事請負契約に関して関係機関等からの情報により下請け契約関係が不適切であることが明確である者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する工事請負業者又はこれに準ずるものとして、区長に対して公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 次に掲げる者。ただし、その者の経営の規模その他の条件を調査し、当該発注工事について施行能力を有すると区長が認めるときは、この限りでない。

ア 区内に本店を有する者であって、施行中の発注工事の件数及び発注工事の指名予定件数の合計が5件を超えるもの

イ 区内に支店又は営業所を有する者であって、施行中の発注工事の件数及び発注工事の指名予定件数の合計が3件を超えるもの

(4) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の組合員

(5) 発注工事の予定価格に対して、最近7年間に於ける1件最高請負工事の金額が2分の1に達しない者

(6) 前条第2項第3号にかかわらず、最近3年間に於ける施行済みの発注工事の施行成績が不良である者

(7) 前号のほか、第2条各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第5条 指名する業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を同表に掲げる業者数未満とすることができる。

(1) 高度の技術を要する工事

(2) 区以外の地域で施行される工事

(3) 前2号のほか、工事の性質又は目的により別表に掲げる業者数を指名することができない工事

(指名業者選定委員会への付議)

第6条 予定価格1千万円以上の工事等の指名業者を選定する場合は、指名参加資格及び適格性等について、次条に定める指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に付議しなければならない。

(指名業者選定委員会)

第7条 委員会は、総務部長、総務部総務課長、総務部経理課長、総務部施設課長、都市づくり部土木課長及び工事主管課長をもって構成する。

2 委員長は総務部長とし、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する者がその職務を代理する。

4 委員長は、緊急を要する場合において委員会を招集する暇がないと認めるときは、回議の方法により委員会の事務を処理することができる。

5 委員会には、書記として総務部経理課経理担当係長及び工事主管課担当係長を置く。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、入札参加者の指名に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 東京都台東区工事等の請負業者選定要綱（43台総財発第54号）は、廃止する。

付 則

この基準は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年7月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年10月1日から施行する。

【 別 表 】

予 定 価 格		指名業者数
700万円以上		8社以上
500万円以上	700万円未満	7社以上
300万円以上	500万円未満	6社以上
100万円以上	300万円未満	5社以上
50万円以上	100万円未満	3社以上